

# 1 労働者の健康障害防止措置

## 主な項目

- (1) 塗膜の有害性による健康障害を防止するための標準的な手順
- (2) ブラスト工法（サンドブラスト等）を用いる場合のばく露防止措置
- (3) パルスレーザー照射機器を用いた工法を用いる場合のばく露防止措置

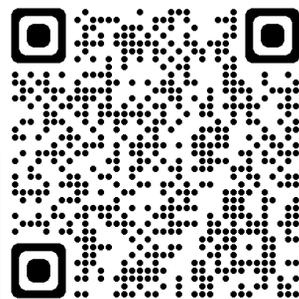
ヒュームの拡散の防止についてより確実に取り組んでいただくため、塗膜のヒュームが拡散しないよう照射部分に覆いを付ける、**除じん性能を有するパルスレーザー照射器を使用するなどの工夫を講じてください。**

## 2 参考資料

参考資料①：厚生労働省HPの「個別分野の化学物質対策について」のページに「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」という項目で通達一式が、掲載されています。

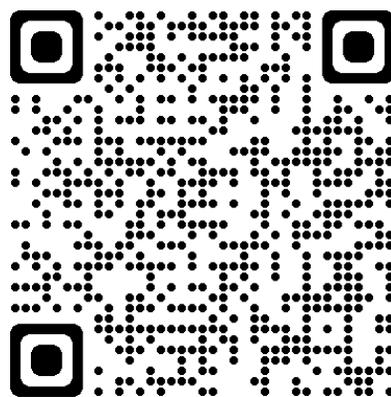


例示が追加されました！！



参考資料②：参考資料①のうち、「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」について、一部文言を追加する改訂がありました。

参考資料③：**橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に剥離剤による中毒が多発しています！**



令和6年4月作成

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に  
**剥離剤による中毒が多発しています！**  
～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（シクロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、**意識不明、視覚障害等となる事象が多発**しています。  
法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

**① ラベル・SDSの入手・確認**

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※  
※特に危険有害情報、取扱および保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

**② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施**

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不透性の保護手袋・保護衣などを使用  
**【注意】 防毒マスクを使用しても、吸取缶が破過して中毒となつている事象が発生しています！**
- 作業場所をビニールシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

**剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策**

(注)他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※リスクアセスメント対象物質	シクロメタン ※特定化学物質
有害性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中枢神経系、腎臓に障害</li> <li>・強い眼刺激</li> <li>・脱気またはめまいのおそれ</li> <li>・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発がんのおそれ</li> <li>・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害</li> <li>・強い眼刺激、皮膚刺激</li> <li>・脱気またはめまいのおそれ</li> <li>・吸入すると有害</li> </ul>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用</li> <li>・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）</li> <li>・保護眼鏡、不透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用</li> <li>・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）</li> <li>・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）</li> <li>・保護眼鏡、不透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用</li> <li>・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など</li> </ul>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R3.7)